**防災部会規約**

（名　称）

第１条　この会は、　　　　　　　　　防災部会（以下「部会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第２条　本部会の事務所は、　　　　　　　　に置く。

（目　的）

第３条　部会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより地震、火災、その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業及び防災計画）

第４条　部会は前条の目的を達成するため、防災計画を定め次の事業を行う。

(1)　防災に関する知識の普及に関すること。

(2) 地震等に対する災害予防に関すること。

(3)　地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。

(4) 防災訓練の実施に関すること。

(5) 防災資機材等の備蓄に関すること。

(6) その他部会の目的を達成するために必要な事項。

（会　員）

第５条 部会は、　　　　　　　　　内にある全世帯をもって構成する。

（役　員）

第６条　部会に次の役員を置く。

(1)　部会長　　１人

(2)　副部会長　　人

(3) 班　長　　　人

(4)　監査役 人

２　役員は、会員の互選による。

３　役員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。

（役員の任務）

第７条　部会長は、部会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の

指揮命令を行う。

２　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるときはその職務を行う。

３　監査役は、会の会計を監査する。

（総　会）

第８条　総会は、全会員をもって構成する。

２　総会は、毎年１回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

３　総会は、部会長が召集する。

４　総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 防災計画の作成及び改正に関すること。

(3) 事業計画、予算及び決算に関すること。

(4) その他、総会が特に必要と認めたこと。

（会　費）

第９条　部会の会費は、　　　　　　　　の会費、その他の収入をもってこれにあてる。

（会計年度）

第10条　会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（会計監査）

第11条　会計監査は、毎年１回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

２　監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

　　　附　則

　この規約は、　　年　　月　　日から実施する。